

犯罪被害者等支援 メニュー リスト

今治市

目 次

今治市の支援メニュー・対応窓口

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口	1
2 経済的支援	
(1) 支援金	1
(2) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免	1
(3) 高額療養費の支給	1
(4) 介護保険料の減免、納付	1
(5) 自立支援医療の負担軽減	1
(6) 国民年金の支給	2
(7) 児童扶養手当	2
(8) ひとり親家庭等の保育料の軽減	2
(9) 一時保育支援	2
(10) 保育料・副食費等の減免	2
(11) 就学費用の援助	2
(12) 市税等の減免、納付	2
(13) 生活保護	3
(14) 市営住宅への入居	3
(15) 上水道料金の分割納付	3
(16) 母子生活支援施設への入所	3
(17) 下水道使用料の納付	3
(18) 就業の支援	3
(19) 商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	3
(20) ひとり親家庭等医療費の助成	3
(21) 多重債務に関する相談	3
3 精神的・身体的被害の回復・防止等	
(1) 精神保健福祉	4
(2) 子育ての悩み	4
(3) D V相談	4
(4) 障がい者虐待	4
(5) 身体の障がい	4

支援メニューリスト（今治市）

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

	相談内容	制度・サービスの内容	窓口
1	犯罪被害者支援 対応窓口	犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている府内関係部署や関係機関へ適切につなぎます。	防災危機管理課 危機管理係 (市役所第2別館3階) TEL 0898-36-1558 内線 306-05

2 経済的支援

	相談内容	制度・サービスの内容	窓口
1	(1) 支援金	愛媛県犯罪被害者等支援金の支給に関し、県の支給裁定事務の適正、迅速な処理のため県と連携して申請手続きを進める。	防災危機管理課 危機管理係 (市役所第2別館3階) TEL 0898-36-1558 内線 306-05
2	(2) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	第三者行為（交通事故、闘争等）を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予や減免の相談に応じます。	保険年金課国民健康保険係 (市役所1階20番窓口) TEL 0898-36-1518 内線 33202、33203、33211、33212 保険年金課医療給付係 (市役所1階21番窓口) TEL 0898-36-1520 内線 33204、33205、33206、33210
3	(3) 高額療養費の支給 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	保険年金課国民健康保険係 (市役所1階20番窓口) TEL 0898-36-1518 内線 33202、33203、33211、33212 保険年金課医療給付係 (市役所1階21番窓口) TEL 0898-36-1520 内線 33204、33205、33206、33210
4	(4) 介護保険料の減免、納付	介護保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	【介護保険料の減免】 市民税課 国保介護賦課係 (市役所第2別館2階) TEL 0898-36-1510 内線 315-13 【納付相談】 納税課 収納担当係 (市役所第2別館1階) TEL 0898-36-1512 内線 314-07
5	(5) 自立支援医療の負担軽減	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	障がい福祉課障がい福祉係 (市役所1階24番窓口) TEL 0898-36-1527 内線 322-05

	(6) 国民年金の支給 【遺族基礎年金】	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなられた場合において、亡くなられた方に生計を支えられていた配偶者やこどもがいるときに支給します。	保険年金課国民年金係 (市役所1階22番窓口) TEL 0898-36-1520 内線 33207、33208
6	【障害基礎年金】	国民年金加入中にかかった病気や怪我等が原因で一定以上の障害が残った場合などに、一定額を支給します。	保険年金課国民年金係 (市役所1階22番窓口) TEL 0898-36-1520 内線 33207、33208
7	(7)児童扶養手当	父若しくは母と生計を同じくしていない、又は父若しくは母に一定以上の障害がある場合において、児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。	こども未来課子育て給付係 (市役所4階42番窓口) TEL 0898-36-1529 内線 324-03
8	(8)ひとり親家庭等の保育料の軽減	ひとり親家庭等の保育料について、所得に応じて軽減します。	保育幼稚園課認定係 (市役所第2別館4階) TEL 0898-36-1524 内線 325-04
9	(9)一時保育支援	保護者の傷病・入院等により、緊急、一時的に保育が必要となったこども（保育園等に入所していないこども）を保育します。 (利用料は実施園（所）により異なります。)	保育幼稚園課認定係 (市役所第2別館4階) TEL 0898-36-1524 内線 325-04
10	(10)保育料・副食費等の減免	不慮の災害（震災、風水害、火災その他これらに類するもの）により、世帯の居住する家屋が重大な損害を受けた場合に保育料・副食費等を減免します。	保育幼稚園課認定係 (市役所第2別館4階) TEL 0898-36-1524 内線 325-04
11	(11)就学費用の援助	義務教育の円滑な実施を図るため、市内の小・中学校に在学している子どもがいる方で、経済的な理由で子どもの就学が困難な場合に、学校で必要な経費の一部を援助します。	学校教育課 学事係 (市役所第3別館2階) TEL 0898-36-1601 内線 392-05
12	(12) 市税等の減免、納付	【市税の納付相談】	納税課 収納担当係 (市役所第2別館1階) TEL 0898-36-1512 内線 314-07
		【固定資産税の減免】 次の項目に当てはまる固定資産は、申請により減免を受けられる場合があります。 ①生活保護法の規定による生活扶助を受ける方が所有する固定資産 ②火災および風水害等により、著しく価値を減じた固定資産	資産税課 (市役所2階36番窓口) TEL 0898-36-1511 内線 316-02、316-04
		【市・県民税の減免】	市民税課市民税担当 (市役所第2別館2階33番窓口) TEL 0898-36-1510
		【国民健康保険税の減免】 【非自発的失業者の方の国民健康保険税の軽減】 【産前産後期間の国民健康保険税減額】	市民税課国保介護賦課係 (市役所第2別館2階35番窓口) TEL 0898-36-1510 内線 315-13

13	(13)生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。	生活支援課 保護担当 (市役所第2別館1階) TEL 0898-36-1523 内線 326-06
14	(14)市営住宅への入居	犯罪被害により、これまで住んでいた家に住み続けることが困難となった場合などに、市営住宅への入居に関する相談に応じます。	建築住宅課 管理係 (市役所第2別館10階) TEL 0898-36-1566 内線 362-16
15	(15)上水道料金の分割納付	上水道料金の納付が困難となった場合などに、状況に応じた分割納付などの相談に応じます。	【水道料金の納付相談】 水道お客様センター (付属棟1階) TEL 0898-32-6760 内線 400-11、400-12 水道総務課サービス係 (市役所第2別館4階) TEL 0898-36-1576 内線 400-09
16	(16)母子生活支援施設への入所	18歳未満のこどもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所させて自立に向けた生活を支援します。	ネウボラ政策課 こども家庭センター (市役所第1別館5階) TEL 0898-36-1553 内線328-08
17	(17)下水道使用料の納付	下水道使用料の納付が困難となった場合に、分割納付などの相談に応じます。	【納付相談】 水道お客様センター (市役所付属棟1階) TEL 0898-32-6760 内線400-11,400-12
18	(18)就業の支援	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、自立のための就業支援を総合的に実施します。	ネウボラ政策課 こども家庭センター (市役所第1別館5階) TEL 0898-36-1553 内線 328-10
19	(19)商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	契約トラブルや悪質商法による被害などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	市民参画課 今治市消費生活センター (市役所第1別館1階) TEL 0898-36-1655 内線 330-52
20	(20)ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の母又は父及びその児童に対し、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費について助成をします。 (本人及び同居の扶養義務者の所得制限があります。)	保険年金課医療給付係 (市役所1階21番窓口) TEL 0898-36-1520 内線 33204、33205、33206、33210
21	(21)多重債務に関する相談	多重債務やヤミ金融などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	市民参画課 今治市消費生活センター (市役所第1別館1階) TEL 0898-36-1655 内線 330-52

3 精神的・身体的被害の回復・防止等

	相談内容	制度・サービスの内容	窓口
1	(1) 精神保健福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する本人や家族、関係者等の相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介などを行います。	障害者地域活動支援センターときめき (今治市天保山町二丁目2番地1) TEL 0898-34-3081
2	(2) 子育ての悩み	子育てに関する相談に応じます。児童虐待に関する相談にも応じます。	ネウボラ政策課 こども家庭センター (市役所第1別館5階) TEL 0898-36-1553 内線 328-02、328-05 健康推進課 保健担当 (中央保健センター) TEL 0898-36-1533 内線 320-03
3	(3) DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	ネウボラ政策課 こども家庭センター (市役所第1別館5階) TEL 0898-36-1553 内線 328-08
4	(4) 障がい者虐待	障がい者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障がい者虐待の防止の啓発を行います。	今治市基幹相談支援センター (今治市南宝来町1丁目9番地8) 今治市総合福祉センター 愛らんど 今治1階) TEL 0898-22-6017
5	(5) 身体の障がい	身体に障がいがある場合、相談に応じ必要な支援を行います。	今治市障がい者生活支援センター (今治市南宝来町1丁目9番地8) 今治市総合福祉センター 愛らんど 今治1階) TEL 0898-23-1747